
承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

議長（堀部登志雄君） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

はい、前田税務課長。

税務課長（前田博之君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。平成16年4月28日提出、白老町長。

専決処分書。白老町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成16年3月31日、白老町長。

白老町税条例の一部を改正する条例。白老町税条例の一部を次のように改正する。恒例によりまして、本文朗読を省略したしまして、13ページに議案説明として新旧対照表がありますので、それによってご説明いたしますので、13ページをお開き願います。

議案説明。地方税法等の一部を改正する法律が平成16年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることから、今回専決処分により改正したものであります。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。

まず、13ページの第24条関係でございます。それで、第1項第2号のアンダーラインを引いてはありますが、老年者についてでございますが、老年者控除の廃止に伴い、老年者が右の改正後のアンダーラインを引いてはありますが、年齢65歳以上の者に改められるものであります。

次に、第3項につきましては、生計同一の妻に対する均等割の非課税処置が見直され、廃止されることから、削除されるものであります。これについては、平成17年度から段階的に廃止されていきます。

次に、14ページをお願いいたします。14ページの第31条、第1項の均等割課税についてでございますけれども、市町村民税の均等割における人口段階に応じた税率区分を廃止し、その税率を年額3,000円に統一する処置に伴っての改正でありまして、年額2,000円が3,000円に改められるものであります。

次に15ページをお開き願います。15ページの第34条の2の関係でございますけれども、この老年者控除についてでございます。公的年金等の控除の見直しの影響を受けるとともに、地方税法の改正によって、老年者控除が廃止されることから、この部分を削除するものであります。

現行制度では老年者が該当するときには、48万円の所得控除がございましたが、見直しによってこの金額は、18年度分以降から廃止されます。

次に、飛びまして17ページをお開き願います。17ページの附則の第6条と、飛びまして20ページに、同条2の関係があります。この部分についてはですね、条文の頭に付いていま

すけども、居住用財産の譲渡損失の繰越控除についての関係であります。これについての条文がですね、22ページということで、6ページに渡っておりますけども、内容的にはですね、あまり影響のあるものではありません。それで、その内容だけご説明させていただきます。

現行制度においては一定の要件のもとで、その譲渡損失の金額について、繰越控除が認められております。そして、今回の税制改正においてですね、更に一步踏み込んで、住宅価格の下落を踏まえ、一定要件のもとで居住財産の買い替えの際に、譲渡損失が生じたものや、居住用財産の譲渡により損失が生じ、かつ、その譲渡価格を上回る住宅ローンの残高を有する人方に、等々に対してですね、その点を配慮する観点から、ここで言われている繰越控除などについて、所定の処置が講じられて、改正されているものであります。そういう内容であります。

次に24ページ、お聞き願います。24ページの附則の第17条及び同条の2、3とですね、飛びまして27ページにも附則の第18条の関係があります。これは、17条・18条が関連あります。その内容についてはですね、土地譲渡課税の見直しについてであります。

土地の市場の活性化に資する観点から、一定の条件のもとで、土地等の長期・短期の譲渡所得にかかる税源計率の特例廃止や、譲渡益の税率引き下げなどの処置が講じられて、一連の改正がされているものであります。

次に29ページ、お聞き願います。29ページの附則の第19条関係と、次のページの30ページの附則の20条の関係であります。内容についてはですね、これは証券等の税制の見直しについてでありまして、これも最後の32ページまでページが渡っていますけども、内容的には影響の少ない部分と思われれます。

ここの部分についてもですね、平成15年にも改正されておりまして、証券税制等の大幅な軽減簡素化が図られておりますけども、16年度も引続き課税の軽減等の見直し処置が講じられております。それに伴って、関係法令の改正に伴って、整理されるものであります。

以上、主な点を説明させていただきましたので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長(堀部登志雄君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

はい、14番、大淵紀夫議員。

14番(大淵紀夫君) 14番、大淵です。単純なこと一つだけ教えてください。

町民税、これだけ非課税が増えとね、早い話が町に入る分は増えるというふうに、我々は理解するのだけれども、そういうことでいいのかどうかということと、大雑把でいいですけど、どれくらい増えるのですか。

議長(堀部登志雄君) はい、前田税務課長。

税務課長(前田博之君) これは、町に対しては増えます。町民にとっては増税になります。それで、額につきましてはですね、だいたい、だいたいでないですね、今年の予算に組んでいますけども、7,559千円ほど見込まれます。以上です。

議長(堀部登志雄君) よろしいですか。

14番(大淵紀夫君) いいです。

議長(堀部登志雄君) はい。他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(堀部登志雄君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(堀部登志雄君) 討論なしと認めます。

採決いたします。承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長(堀部登志雄君) 全員賛成。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
